

## 第7次計画策定の概要

### 1 計画策定の目的

この計画は、寒川町にお住まいの高齢者<sup>1</sup>が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています(老人福祉法第20条の8第1項、介護保険法第117条第1項)。

### 2 計画策定の背景

#### (1) 高齢化の進行

我が国では2025年(平成37年)にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年(平成52年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。一方、75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加するなど、各地域の状況は異なってきます。

#### (2) これまでの取り組み

本町では、介護保険制度の開始とともに『第1次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成12年度～16年度)を策定し、これまでの高齢者保健福祉サービスに加えて、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるための仕組みづくりや対策を講じました。その3年後には見直しを行い、『第2次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成15年度～17年度)を策定しました。平成18年度には、『第3次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成18年度～20年度)を策定し、「地域包括支援センター<sup>2</sup>」の創設、予防重視のシステムとして「二次予防事業<sup>3</sup>」「介護予防サービス<sup>4</sup>」の推進等を、新たな柱として施策を展開し、『第4次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成21年度～23年度)ではそれをさらに推進してきました。

そして、平成24年度からは、持続可能な社会保障制度の確立を目指し、『第5次寒川町高齢者保健福祉計画』を策定し、平成27年度からは、「地域包括ケアシステム」の構築に向け重点施策を設定するなどし、平成37年に向けた計画を策定し推進してきたところです。

<sup>1</sup> 高齢者…65歳以上の方。

<sup>2</sup> 地域包括支援センターについては〇〇頁参照。

<sup>3</sup> 制度創設当初は「特定高齢者事業」という名称であった。これについては〇〇頁参照。

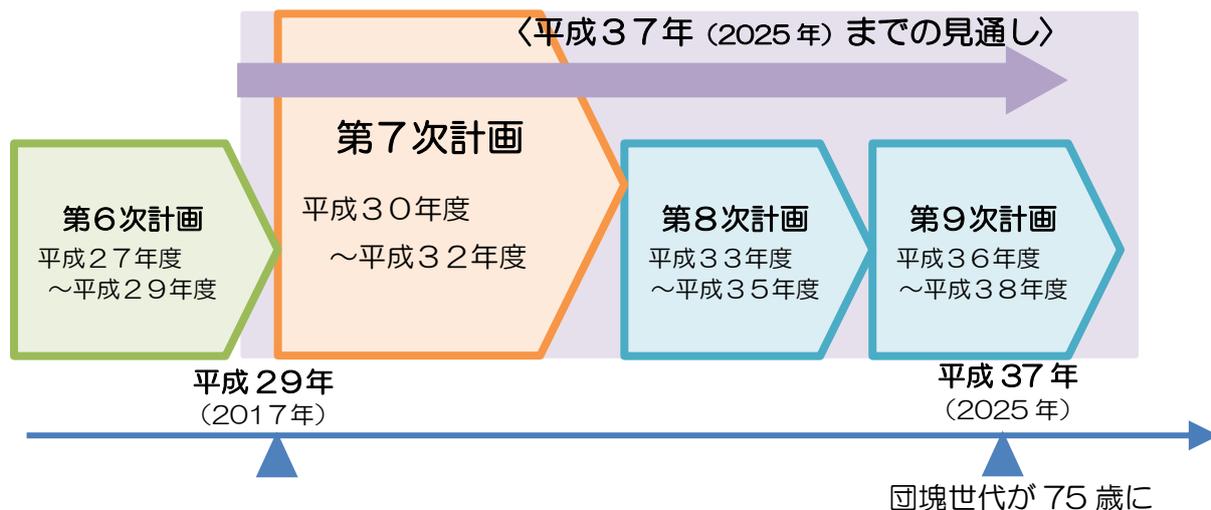
<sup>4</sup> 介護予防サービスについては〇〇頁参照。

### (3) 本計画の基本的考え方

増え続ける高齢者人口に対応するため、国は市町村に対し、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「地域包括ケアシステム」を構築することを推進しています。

そのため、当町においても、今後の高齢者の動向を勘案して、将来的な介護需要やその為に必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、第9次までの計画を考案していくことが必要とされています。

今回の「第7次寒川町保健福祉計画」は前回の計画期間で開始した、地域包括ケアシステムの実現の方向性を継承しつつ、平成37年(2025年)までの中長期的な視野に立って、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援等各サービスの提供の充実を図ります。



- ◆第7次以降の計画は、平成37年(2025年)に向けて、第5次で開始した地域包括ケア実現に向けた取り組みを推進、深化させていく。
- ◆平成37年(2025年)までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準についても、第6次計画に引き続き記載する予定。

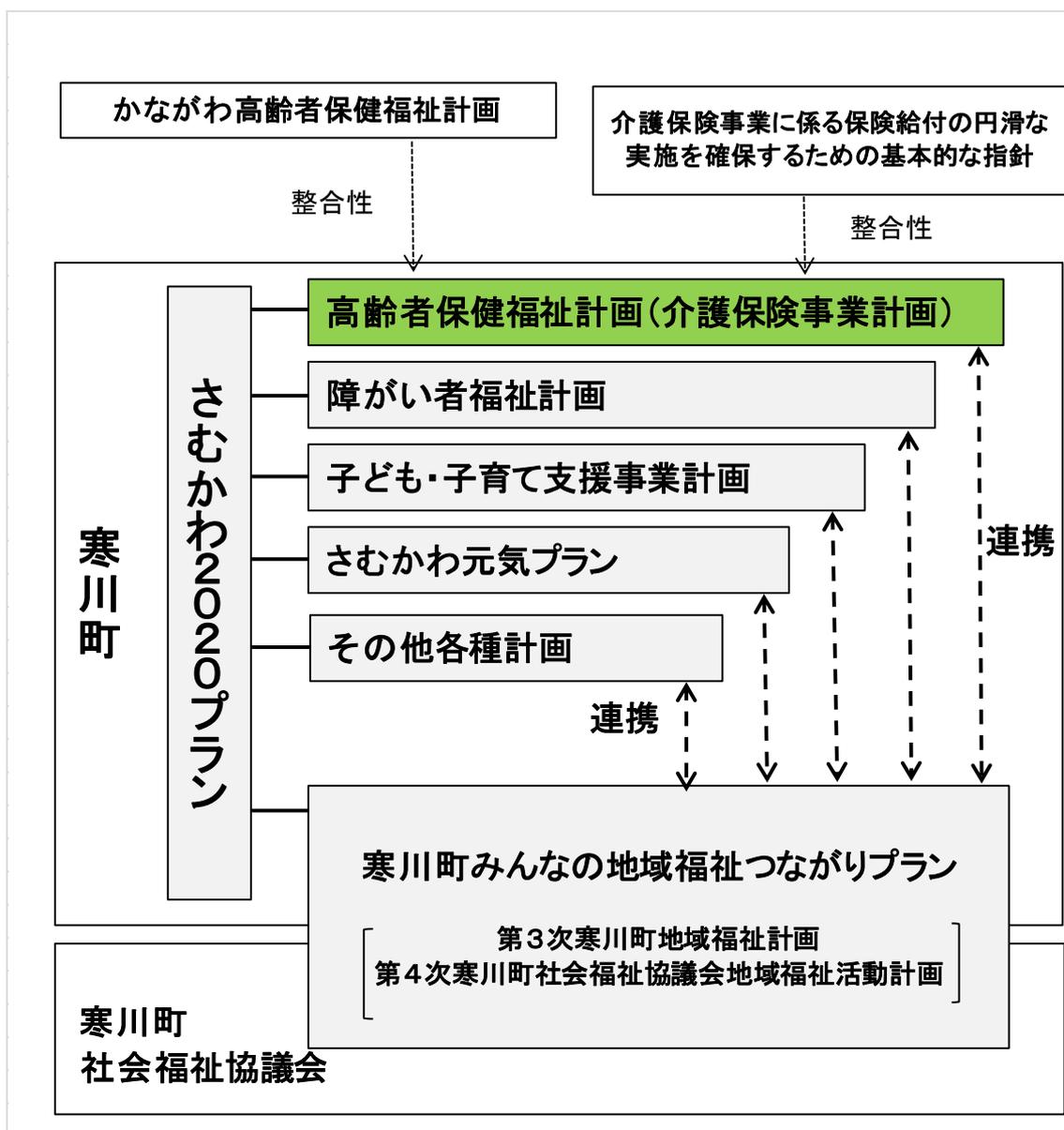
### 3 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき策定する法定計画で、町では高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体化した計画としています。

## 4 計画の位置づけ

改定に当たっては、『寒川町総合計画 さむかわ 2020 プラン』を基本とし(老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項、介護保険法第 117 条第 4 項)、『第 3 次寒川町地域福祉計画』を始めとする関連計画との調和を図るように努めます(老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項、介護保険法第 117 条第 4 項・第 5 項)。

また、厚生労働省の告示した『介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針』に従い(介護保険法第 116 条)、『かながわ高齢者保健福祉計画』との整合性も図ります(老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項、参照介護保険法第 119 条第 1 項)。



## 5 計画の策定体制

寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会において『第7次寒川町高齢者保健福祉計画』策定作業を行います。

なお、『第7次寒川町高齢者保健福祉計画』の策定に当たっては、計画に盛り込まれる高齢者に対する各種サービスや介護保険料の設定などが、高齢者のみならず町民全体の生活に影響を及ぼすとともに、計画の展開に際して町民の協力が要請されることから、計画策定作業への住民参加(老人福祉法第20条の8第6項、介護保険法第117条第6項)及び計画策定段階・内容についての住民への周知が求められます。

### (1) 計画策定体制の整備

寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会の委員構成に当たっては、幅広い意見を集約するため、学識経験者のほかに町民、医療・保健・福祉分野の関係者、地域団体代表者などから選考しました。

なお、計画策定にあたり、関係各課等からの意見や情報の集約、高齢者保健福祉向上のための協力体制の強化等を目的として、必要に応じて各課担当者との打ち合わせや調整を随時行います。

	開催日	主要テーマ
第1回	平成29年7月18日	
第2回		
第3回		
第4回		

### (2) 計画策定への町民参加・町民への周知

より多くの町民の意見を計画に反映させるため、また、策定につき町民の周知を図るため、本策定においては以下の方法を採用入れます。

#### ① 実態調査の実施

町民の意向を計画に反映させるために、平成28年12月に、セカンドライフ予備群及び65歳以上一般高齢者に対してアンケートを実施しました。

また、認定調査時に在宅介護実態調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査名	対象者	調査方法	調査期間	回収結果
高齢者一般調査	平成28年12月1日現在 要介護・要支援認定を受けて いない65歳以上の町民	郵送配付 郵送回収法	平成28年 12月	配付数：500 有効回収数：323 有効回収率：64.6%
セカンドライフ 予備群調査	平成28年12月1日現在 55歳から64歳までの町民	郵送配付 郵送回収法	平成28年 12月	配付数：250 有効回収数：123 有効回収率：49.2%
在宅介護実態調 査	平成28年11月～平成29 年1月で認定申請（更新） をした人及びその家族	認定調査時 に調査員に よる聞き取 り	平成28年11 月～平成29年 1月	有効回収数：114

② 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会への町民参加・審議会の公開  
寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会に一般町民に公募委員とし  
て参加していただきます。

また会議の開催に際しては、「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則」  
に基づき公開します。

③ パブリックコメント手続き<sup>5</sup>の実施

平成30年1月に、『第7次寒川町高齢者保健福祉計画素案』の閲覧やホ  
ームページ<sup>6</sup>への掲載を行ない、町民に素案を公開し、素案に対する意見を  
町民から募る予定です。

### (3) 事業所個別調査の実施

なお、平成29年8月に、『介護保険サービス事業所ヒヤリング』を実施  
し、計画策定の基礎資料とする予定です。

調査名	対象者	調査方法	調査期間	回収結果
事業所ヒヤリン グ	平成29年7月1日現在、 寒川町内で事業を展開して いる事業所及び在宅サービ スのケアマネジャー	聞き取り		

<sup>5</sup> パブリックコメント手続き…町の重要な計画の策定等にあたり、町民からの有益な意見等を考慮し町と  
しての意志決定を行うため、あらかじめ当該計画の策定等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、  
これに対する町民からの意見等を広く公募し、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考えを  
公表する一連の手続き。

<sup>6</sup> 寒川町ホームページアドレス…<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>